

下市町若者定住集合住宅支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、若者世帯が下市町内に住宅を確保するための支援を行い、下市町で育った子供たちが下市町で住み続けると共に、若い世代に移り住んでもらい、活力ある下市町を創造することを目的として、予算の定めるところに従い下市町若者定住集合住宅支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 若者定住集合住宅 令和元年度以降に新築された町内の民間賃貸集合住宅のうち、住宅新築者の申請（様式第1号）により町の認定（様式第2号）を受けた住宅をいう。町は次に掲げる要件を全て満たす場合に若者定住集合住宅と認定する。
 - ア 住宅は、1棟の建物内に複数の住戸が区画され、各区画がそれぞれ独立していること
 - イ 若者世帯を対象に入居の先行募集を行うこと。また、若者世帯の入居募集時及び決定時に速やかに町に報告を行うこと
 - ウ 住宅には、町が提供する「下市町定住促進住宅」と表記したプレートを設置し、町がその呼び名を使用する事を了承すること
 - エ 集合住宅新築に係る地元自治会の理解を得た上で、第5条第1項第4号に規定する証明書の作成等の協力を得ること
- (2) 若者世帯 世帯主又はその配偶者が18歳以上45歳未満で世帯構成員に世帯主及びその配偶者を含む世帯。
- (3) 家賃 賃貸借契約に定められた賃借料の月額をいう。ただし、共益費、管理費、駐車場使用料その他の住居以外の費用を含む場合は、これらの費用を除く。
- (4) 住宅手当 住宅に関する全ての手当等の月額をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする（以下「賃借 交付対象者」という。）。

- (1) 若者世帯であること。
- (2) 新たに若者定住集合住宅の賃貸借契約を締結し、当該住宅の所在地において賃借人及びその世帯構成員が町の住民基本台帳に記録され、現に居住すること。
- (3) 賃借人及びその世帯構成員の転勤、医療施設又は福祉施設への入所、学校への入学等による一時的な居住ではなく、本町に定住する意思があること。
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による住宅扶助その他の公的制

度による家賃補助等を受けていないこと。

(5) 過去にこの要綱に基づく補助金の申請を行い、当該申請に係る第4条別表に規定する交付対象期間を経過していないこと。

(6) 借借人及びその世帯構成員が町税を滞納していない者であること。転入の場合は、下市町に住所を移転する以前において滞納がないこと。

(7) 借借人及びその世帯構成員が下市町暴力団排除条例の規定により制限されている者でないこと。

(8) 地域住民との親睦を図り、自治会に加入し、自治会活動等に積極的に参加すること。

2 前項の規定にかかわらず、貸借交付対象者が居住する場合に限り若者定住集合住宅の賃貸人等も補助金の交付対象者（以下「賃貸 交付対象者」という。）とする。

（補助金の種類等）

第4条 補助金の種類、額及び交付対象期間等の要件は、別表のとおりとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、下市町若者定住集合住宅支援事業補助金交付申請書（様式第3号。以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、添付書類について町長がやむを得ないと認める場合は、省略することができる。

(1) 誓約書（様式第4号）

(2) 同居する世帯員全員の住民票

(3) 賃貸借契約書の写し

(4) 自治会加入証明書（様式第5号）

(5) 世帯員全員の納税証明書

(6) その他町長が必要と認める書類

（交付決定及び通知）

第6条 町長は、前条に規定する補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、補助金交付（却下）決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更及び承認）

第7条 前条の規定により交付決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、当該申請した内容に変更を生じたときは、当該変更が生じた日から14日以内に、下市町若者定住集合住宅支援事業補助金変更承認申請書（様式第7号）に第5条各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査した上で補助金交付の可否を決定し下市町若者定住集合住宅支援事業補助金変更決定（却下）通知書（様式第8号）により補助対象者にその旨通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、毎年度の3月28日までに下市町若者定住集合住宅支援事業補助金事業実績報告書(様式第9号)に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 年度内の毎月の家賃の支払が確認できる書類

(2) 同居する世帯員全員の住民票

(補助金額の確定)

第9条 町長は、前条の実績報告書を受領したときは、その内容を審査し適正であると認めるときは、下市町若者定住集合住宅支援事業補助金確定通知書(様式第10号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助対象者は、前条の通知を受けたときは、補助金請求書(様式第11号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に定める補助金の交付要件を欠くに至ったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令に違反したとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、町長が相当の理由があると認めるとき。

(補助金の返還)

第12条 前条の規定により補助金の交付決定の取消しを受けた者は、補助金を町長が定める期限までに返還しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年10月 1日から施行し、平成31年 4月 1日から適用する。

別表（第4条関係）

種類	補助金の額	交付対象期間等
賃借 交付対象者補助金	<p>毎月 10,000円</p> <p>但し、6年目以降 は5,000円</p>	<p>新築竣工した月の属する年度の翌年度の4月1日から起算して10年間までの家賃を対象とする。</p> <p>※入居後一定期間経過した時点でこの要綱に基づく補助金申請（交付決定）を行った場合、又は若者世帯等になり補助金申請（交付決定）を行った場合については、10年（120月）から交付対象期間となる入居期間の月数を差し引いた期間を交付対象期間とする。</p> <p>※入居者が入れ替わった場合等においても、交付対象期間は「賃貸 交付対象者補助金」の交付対象期間までとする。</p>
賃貸 交付対象者補助金	<p>「賃借 交付対象者補助金」の対象となる入居戸数ごとに毎月5,000円</p>	<p>新築竣工した月の属する年度の翌年度の4月1日から起算して10年間とする。</p> <p>※「賃借 交付対象者」が居住する場合に限り対象とする。</p>